

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律による

指定施術機関の手引き

盛岡市

目 次

第1	生活保護制度のあらまし	
1	生活保護の目的と基本原理・原則	1
2	保護の種類と方法	2
3	保護の実施機関	2
4	指定施術機関(指定施術者)	2
第2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし	
1	支援給付の概要	3
2	対象者	3
3	支援給付の種類	3
4	実施機関	3
5	指定施術機関(指定施術者)	3
第3	施術者の指定等	
1	施術者の申請	4
2	指定の基準	4
3	指定を受けるにあたっての留意点	5
4	指定年月日	5
5	指定の通知	5
第4	指定施術者の義務	
1	医療担当義務(指定施術者について準用)	6
2	指導等に従う義務(指定施術者について準用)	6
3	届出の義務	6
4	標示の義務	6
5	指定施術者の届出事項一覧表	7
第5	施術の給付	10
第6	医療扶助・医療支援給付の申請から決定・支払いまで	
1	医療扶助又は医療支援給付の申請	11
2	施術の給付に係る要否の確認	11
3	施術の給付決定	11
4	施術料の支払い	11
第7	指導と検査	
1	指導について	12
2	検査について	12

第1 生活保護制度のあらまし

1 生活保護の目的と基本原理・原則

生活保護制度とは、日本国憲法第25条の規定「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とします。

このような目的を達成するため、生活保護法は、次のような基本原理・原則によってささえられています。

基本原理・原則		説 明
基 本 原 理	国家責任による最低生活保障の原理	生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	無差別平等の原理	生活に困窮するすべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができる。
	最低生活保障の原理	法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
	補足性の原理	法による保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
基 本 原 則	申請保護の原則	法による保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
	基準及び程度の原則	保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる。 その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。
	必要即応の原則	法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする。
	世帯単位必要即応の原則	法による保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8種類の扶助に分けられ、それぞれ最低生活を充足するのに必要とされる限度において、単給又は併給として行われます。

また、扶助の支給方法は、金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

3 保護の実施機関

都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っています。

4 指定施術機関（指定施術者）

医療扶助のための施術を担当する「あん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師若しくは柔道整復師」は申請により指定施術機関（指定施術者）として盛岡市長の指定を受けることとされています。

第2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし

1 支援給付の概要

支援給付制度は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、平成20年4月1日から実施されることになった生活保護制度とは異なる新たな制度です。

支援給付は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項により、同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされています。

2 対象者

- (1) 「高齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方
- (2) 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- (3) 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受けていた方

3 支援給付の種類

生活・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の7種類です。

生活保護同様、金銭給付が原則ですが、医療支援給付及び介護支援給付は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

4 実施機関

都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が支援給付の実施機関となります。

5 指定施術機関（指定施術者）

医療支援給付のための施術を担当する機関は、生活保護同様指定を受けることとされています。手続きは生活保護法と同様です。（生活保護法指定申請書は支援給付の申請書と兼ねています。）

※平成19年度までに生活保護法による指定を受けている施術者は支援給付の指定を受けたものとみなします。

第3 施術者の指定等

1 施術者の申請

指定を受けようとする施術者は、住所地を管轄する福祉事務所に指定申請書を提出してください。

申請する場合は欠格事由に該当しない旨の誓約書及び指定を受けようとするすべての業務の種類の免許証の写しを必ず添付してください。

2 指定の基準

指定は、施術者の申請により行います。

(1) 指定の要件

法第55条第2項において読み替えて準用する法第49条の2第2項各号(欠格事由)(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)のいずれかに該当するときは、盛岡市長は指定施術機関の指定をしてはならないことになっています。また法第55条第2項において読み替えて準用する法第49条の2第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、盛岡市長は指定施術機関の指定をしないことができます。

(欠格事由の例)

- ・申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定施術機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

(2) 指定の取消要件

指定施術機関が、法第55条第2項において読み替えて準用する法第51条第2項各号(第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)のいずれかに該当するときは、盛岡市長は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例)

- ・指定施術機関が、禁固以上の刑に処せられたとき
- ・指定施術機関が、不正の手段により指定施術機関の指定を受けたとき

3 指定を受けるにあたっての留意点

(1) 盛岡市長と協定している施術団体に加入していない場合

指定申請を福祉事務所が受理した後に、盛岡市と施術者間で契約書を締結することになります。契約締結後、指定通知書が送付されます。

施術を行うにあたり「指定施術機関の遵守事項」を遵守してください。

(2) 盛岡市長と協定している施術団体に加入している場合

施術を行うにあたり、「指定施術機関の遵守事項」を遵守してください。

締結している団体 盛岡市長と協定を	柔道整復	公益社団法人岩手県柔道整復師会
	あん摩・ マッサージ	一般社団法人岩手県鍼灸マッサージ師会
	はり・きゅう	一般社団法人岩手県鍼灸師会

4 指定年月日

指定日については、原則、福祉事務所が指定申請書を受理した月の1日となります。

ただし、他縣市ですでに生活保護法の指定を受けている施術者が市内へ転入した場合で、引き続き患者に施術を行っている場合は、指定日の遡及が認められる場合があります。

5 指定の通知

市長は、施術者を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を「盛岡市公告板」に告示します。

第4 指定施術者の義務

生活保護法及び中国残留邦人等支援法により指定された施術者は、次の事項を守っていただきます。

1 医療担当義務（指定施術者について準用）

- (1) 福祉事務所長等から委託を受けた患者について、懇切丁寧にその施術を担当すること。（生活保護法第50条第1項）
- (2) 指定医療機関担当規定の規定に従うこと。

2 指導等に従う義務（指定施術者について準用）

被保護者の医療について厚生労働大臣又は市長の行う指導に従うこと。（生活保護法第50条第2項）

3 届出の義務

指定施術者は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、次表のような変更が生じた場合は、所定用紙により福祉事務所へ届出を速やかに行ってください。

4 標示の義務

指定施術者は、患者の見やすい所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法指定（医）」と表示する。）を提示してください。（生活保護法施行規則第13条）

5 指定施術者の届出事項一覧

		指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	添付書類
新規申請	施術者（あん摩・マッサージ指圧師、はり師・きゆう師、柔道整復師）が初めて指定を受ける場合	○							免許証（写）
既に指定を受けている場合	施術者の氏名変更			○					同一人物であることが確認できる公的証明書
	施術所の名称変更			○					
	施術所の所在地の変更			○					
	施術者の住所変更 （盛岡市内での転居）			○					
	施術者の住所変更 （盛岡市外への転出）				○				
	施術者が当該業務を廃止したとき				○				
	施術者が当該業務を休止したとき					○			
	業務を休止した施術者が当該業務を再開したとき						○		
	生活保護法による指定のみ辞退する場合（業務は継続） ※医療機関又は施術者は任意に辞退を行うことができるが、30日以上の予告期間が必要								○

指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日 厚生省告示第222号
改正 平成26年 厚生労働省告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規程により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由なく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 1 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 3 移送
- 4 歯科の補てつ

（後発医薬品）

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（指定医療機関である医師又は歯科医師を含む。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、可能な限り患者にその使用を促すよう努めなければならない。

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師が

後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 2 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで及び第7条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

第5 施術の給付

施術の範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復及びはり・きゅうであり、その給付は次により取扱われます。

施術の支給につき申請を受けた福祉事務所長は、給付可否意見書に指定医療機関及び指定施術機関により所要事項を記入を受けた後、その必要性の有無を決定します。

	柔道整復	あん摩・マッサージ	はり・きゅう
支給対象疾病等	急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲又は捻挫 ※柔道整復の治療を完了し、単にあんまのみの治療又は単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は対象外	主として外科的手術の後治療に効果があるものと考えられており、患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められる。 ※単なる肩こり又は慰安のための施術は認められない。	慢性病であって、医師による適正な治療手段がないもの。 主として神経痛、腰椎症、頸腕症候群、五十肩、頸椎捻挫後遺症等で、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患等 ※指定医療機関の医療の給付が行われている期間は支給対象外
医師の同意	・打撲又は捻挫は不要 ・脱臼又は骨折は必要 ※ただし脱臼又は骨折の応急手当の場合は不要	全ての場合について医師の同意が必要	
承認期間	継続は第4月以降3カ月を経過するごとに給付可否意見書を取り、要否について検討します。		

第6 医療扶助・医療支援給付の申請から決定・支払いまで

1 医療扶助又は医療支援給付の申請

医療扶助又は医療支援給付を受ける者は、まず福祉事務所に対して保護等の申請を行います。

2 施術の給付に係る要否の確認

申請を受けた福祉事務所は、施術を行う必要があるか否かを判断する資料にするため「給付要否意見書」申請者に対し発行し、指定施術機関及び指定医療機関から意見を徴して施術の要否を確認します。

医療扶助又は医療支援給付を継続する場合は、3ヶ月ごとに福祉事務所へ提出する必要があります。

3 施術の給付決定

福祉事務所に給付要否意見書が提出され、嘱託医の審査を経て施術の給付が決定すると福祉事務所から指定施術機関へ「施術券及び施術報酬請求明細書」と「請求書」が送付されます。

施術者は「施術券及び施術報酬請求明細書」と「請求書」に必要事項を記入し福祉事務所へ直接請求してください。

4 施術料の支払い

福祉事務所は、提出のあった書類を審査して、施術料金を決定しこれを請求者に支払います。

第7 指導と検査

1 指導について

(1) 目的

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 内容及び方法

ア一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

イ個別指導

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、面接懇談指導を行います。

なお、個別指導を行ったうえ、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその受診状況等を調査する場合があります。

(3) 指導結果

個別指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬について過誤調整を必要と認められた場合には、後日、文書によって通知いたします。

2 検査について

(1) 目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 内容及び方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）と診療録（調剤を含む。）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとする。

なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行うものとします。

3 その他の取り扱い

上記1及び2に定めるところは、医療保護施設について準用されます。また、中国残留邦人等支援法においても同様の取り扱いとなります。